

# 學 則

(令和 4 年度)

準 学 校 法 人 古 藤 学 園  
浦 和 専 門 学 校

# 浦 和 専 門 学 校 学 則

## 第 1 章 組 織

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律並びに視能訓練士法に基づき、医療分野についての職業、実際生活に必要な能力の育成、教養の向上を図るとともに、医療事務の知識や資格の取得等をとおして、医療に貢献できる人材の育成を目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、浦和専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県さいたま市浦和区東高砂町30番8号に置く。

## 第 2 章 課 程 及 び 学 科、修 業 年 限、定 員 並 び に 休 業 日 等

(課程、学科、修業年限ならびに定員等)

第4条 本校の課程及び学科、修業年限、定員は、次のとおりとする。

分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	昼夜
医療	専 門 課 程	鍼灸科【午前部】	3年	28名	84名	3	昼
		鍼灸科【午後部】	3年	28名	84名	3	昼
		鍼灸科【夜間部】	3年	28名	84名	3	夜
		視能訓練士科	3年	28名	84名	3	昼
商 業 実 務		情報IT科【午前部】	3年	35名	105名	3	昼
		情報IT科【午後部】	3年	35名	105名	3	昼
		情報ビジネス科【午前部】	2年	72名	144名	4	昼
		情報ビジネス科【午後部】	2年	72名	144名	4	昼
		情報ビジネス科【夜間部】	2年	72名	144名	4	夜
		ライフデザイン科【午前部】	2年	26名	52名	2	昼
		ライフデザイン科【午後部】	2年	26名	52名	2	昼
		ワークライフ科	1年	40名	40名	1	夜

(学年及び学期、年間授業日数)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学年に分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3. 年間授業日数は、次のとおりとする。

鍼灸科 224日

視能訓練士科 216日

情報IT科 200日

情報ビジネス科 218日

ライフデザイン科 218日

ワークライフ科 200日

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 県民の日 11月14日

(4) 開校記念日 2月21日

(5) 春季休業日 4月1日から4月5日まで

(6) 夏季休業日 7月23日から8月31日まで

但し、鍼灸科は、8月10日から8月20日まで

視能訓練士科は、8月10日から8月31日まで

情報ビジネス科は、8月10日から8月24日とする。

(7) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月10日から3月31日まで

2. 校長は、教育上必要がありかつやむを得ない事由があるときは、臨時に休業日を変更することができる。

### 第3章 教育課程及び職員組織

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、別表1及び別表1-2・別表1-3・別表1-4・別表1-5及び別表1-6のとおりとする。

(単位の計算方法)

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次のように定める。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 臨床実習は、45時間をもって1単位とする。

(単位の認定)

第9条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して単位を認定する。

(1) 各科目の単位数は、第7条に定めるところによる。

(2) 各科目履修の認定は、履修規定に定める。

(科目の免除)

第10条 校長は、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の認定を受けた学校又は厚生労働大臣の認定を受けた養成施設において既に履修した科目については、専門分野及び実技を除き該当科目の内容を検討の上、本校の科目の履修と認められる場合は、授業科目を履修したとみなして単位を免除することができる。

(始業及び終業の時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

分野	課程名	学科名	始業時刻	終業時刻	曜日
医療	専門 課程	鍼灸科【午前部】	9時00分	12時10分	月曜～金曜
		鍼灸科【午後部】	12時40分	17時30分	月曜～金曜
		鍼灸科【夜間部】	18時30分	21時40分	月曜～土曜
視能訓練士科		9時00分	12時30分	月曜～土曜	
商業 実務		情報IT科【午前部】	9時00分	12時10分	月曜～金曜
		情報IT科【午後部】	13時00分	16時10分	月曜～金曜
		情報ビジネス科【午前部】	9時00分	12時10分	月曜～金曜
		情報ビジネス科【午後部】	13時00分	16時10分	月曜～金曜
		情報ビジネス科【夜間部】	18時30分	21時40分	月曜～金曜
		ライフデザイン科【午前部】	9時00分	12時10分	月曜～金曜
	ライフデザイン科【午後部】	13時00分	16時10分	月曜～金曜	
	ワークライフ科	18時30分	21時40分	月曜～金曜	

(職員組織)

第12条 本校に、次の教職員を置く。

分野	医療		商業実務	合計
	鍼灸科	視能訓練士科		
校長	1名			1名
専任教員	10名以上	6名以上	11名以上	27名以上
兼任教員	2名以上		11名以上	13名以上
事務職員	4名以上			4名以上
学校医	1名			1名

2. 校長は、校務を統括し、所属職員を監督する。
3. 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

#### 第4章 学習の評価、進級及び卒業

(学習の評価)

第13条 学習の評価は、試験の成績、その他を総合して行う。

2. 評価は、A B C Dの4段階に分け、C以上を合格とする。
3. 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行う。
4. 第2項の評価が合格点に満たない者については、再試験を行うことがある。
5. その他試験に関し必要な事項は別に定める。

(進 級)

第14条 進級の認定は、各学年所定の教育課程を履修した者に対し、教員会議を経て校長が行う。

(卒 業)

第15条 教育課程修了の認定は教員会議を経て、認定を受けた者に対して校長は、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第16条 前条により、医療専門課程鍼灸科【午後部】・鍼灸科【夜間部】・視能訓練士科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。情報IT科【午前部】・情報IT科【午後部】・情報ビジネス科【午前部】及び情報ビジネス科【午後部】を修了した者には、専門士（商業実務専門課程）の称号を授与する。

## 第 5 章 入学、編入学、転学、休学、停学、退学及び賞罰

(入学資格及び選考方法)

第17条 本校の入学資格及び選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 入学資格は、日本国籍の者は日本国の高等学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると本校において認められた者、外国籍の者は通常の課程による12年の学校教育を修了したことに加えて日本国所在の日本語学校を卒業した者又はこれと同等以上の日本語力があると本校において認められた者とする。
- (2) 選考方法に関しては、一般入試は筆記試験・作文・面接、推薦入試は適性試験・小論文・面接で行う。又、選抜の基準については、校長が別に定める。
- (3) 編入学については、単位取得(見込み)証明書、書類審査、面接等によって行う。なお、取得(見込み)単位数は、学年規定の単位数を概ね修めていなければならない。

(入 学 手 続)

第18条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者(編入学を含む)は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、別表2に定める入学検定料を添えて指定する期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して選考を行い、校長は合否を決定する。
- (3) 合格した者は、合格発表の日から7日以内に別表2の入学金等学費を添えて入学手続きをとらなければならない。

(入 学 時 期)

第19条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(転 学)

第20条 転学とは、本学から他の専門学校・短期大学・大学等へ学籍異動(編入学及び転入学を含む)をすることをいう。

2. 転学しようとする者は、本人及び保証人連署の転学願を校長に提出しなければならない。
3. 転学は、教務会議の議を経て、校長が許可する。
4. 校長は、転学を許可した者に対し、転学許可書を交付する。

(休学及び復学)

第21条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由により休学する場合は、診断書及びその事由書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第22条 退学しようとする者はその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第23条 次の各号の一に該当する者には、校長が停学・退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第6章 入学金、授業料等その他

(入学金及び授業料等)

第24条 本校の入学金、授業料等学費は、別表2のとおりとする。

2. 学費については、出席の有無にかかわらず前年度3月末日までに次年度の学年分を納入しなければならない。

3. 授業料3ヶ月以上滞納した者は除籍扱いとすることがある。

4. 休学の者に対しては、休学在籍料を徴収する。金額については、別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回実施する。

(補足)

第26条 この学則に定めがなく特に校長が必要と認める事項については、理事会の議を経て行うことができる。

附 則

1. この学則は、平成元年 4月 1日から施行する。

1. この学則は、平成元年10月 1日から施行する。

1. この学則は、平成2年 4月 1日から施行する。

1. この学則は、平成2年 9月 1日から施行する。

1. この学則は、平成3年 1月10日から施行する。

但し、平成2年10月 1日から適用する。

(平成2年度以前入学の生徒は従来通りとする)

1. この学則は平成3年 4月 1日から施行する。

(在校生も新学則を適用する)

1. この学則は、平成3年12月28日から施行する。

1. この学則は、平成4年 4月 1日から施行する。

(在校生も新学則を適用する)

1. この学則は、平成6年 4月 1日から施行する。

(平成5年度以前の入学の生徒は従来通りとする)

1. この学則は、平成10年 4月 1日から施行する。  
但、第2条の変更を除き平成10年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。  
但、第2条、第11条及び第12条の変更を除き平成13年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。  
但、平成14年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。  
但、平成15年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。  
但、平成16年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。  
但、平成18年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成19年10月 1日から施行する。  
但、平成19年9月30日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。  
但、平成20年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。  
但、平成21年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。  
但、平成22年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。  
但、平成25年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。  
但、第16条を除き平成28年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。  
但、平成30年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。  
但、平成30年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。  
但、平成31年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。  
但、令和2年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。  
但、令和3年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。  
但、令和3年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。
1. この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。  
但、令和4年3月31日に在籍する生徒については、従前通りとする。